

串間市における職員の給与の男女の差異の公表に係る解説

※令和5年度時点

(1) 職員の給与の男女の差異の算出に当たり必要となる要素の定義

1. 職員の区分の定義

(1) 任期の定めのない常勤職員

全職員のうち(2)以外の職員をいう。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員

全職員のうち以下の職員をいう。

・任期付職員

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第3条の規定、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条から第5条までの規定等により任用される職員

・再任用職員

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4から第28条の6までの規定に基づき任用される職員（令和5年4月1日以降は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「地方公務員法改正法」という。）による改正後の地方公務員法第22条の4及び第22条の5の規定に基づき任用される「定年前再任用短時間勤務職員」並びに地方公務員法改正法附則第4条から第7条までの規定に基づき任用される「暫定再任用職員」）

・臨時的任用職員

地方公務員法第22条の3の規定、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定等により任用される職員

・地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員

・地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任用される短時間勤務職員

2. 「給与」の定義

「給与」とは、「給与所得に対する源泉徴収簿」中、給料・手当等の「総支給金額」と賞与等の「総支給金額」の和をいう。なお、当該額には、通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は含まれない。

3. 「差異」の定義

「差異」とは、男性職員の給与の平均に対する女性職員の給与の平均を割合（パーセント）で示したものをいう。

(2) 職員の給与の男女の差異の算出

1. 職員数について

職員数の数え方については、年度途中の異動や育休等による年度内の変動の影響を勘案し、各月の給与支払日において給与を支給した職員数の平均を用いる。その際、当月の給与支払日において算出の対象となる給与が一部でも支給されている場合は、職員数の算出の対象となる。

2. 職員の給与の男女の差異の算出方法

職員の給与の男女の差異の算出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 「給与所得に対する源泉徴収簿」等を基に、「任期の定めのない常勤職員」、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」及び「全職員」それぞれについて、男女別に、
 - ・公表の対象となる年度の給与の総額を計算し、
 - ・当該年度中の各月の給与支払日の職員数の平均で除することにより、平均年間給与を算出する。

※ 給与条例の改正による給与改定による差額支給については、通常年度内に行われることから、算出の対象としている。

- (2) 「任期の定めのない常勤職員」、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」及び「全職員」それぞれについて、女性の平均年間給与を男性の平均年間給与で除して 100 を乗じて得た数値（パーセント）を職員の給与の男女の差異とする。当該数値は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までのものとする。